

島しょ振興公社補助事業

■平成27年度

地域振興に係る補助事業

【事業名】平成27年度地域振興に係る補助事業（第3回）

【対象事業】地域振興に係る、特産品に関する事業・観光振興に関する事業・島おこしを担う人材育成に関する事業。

【事業期間】平成27年12月1日～平成28年11月30日まで

【対象団体】

①概ね5名以上の東京島しょ地域在住者で組織し、代表者・会則・名簿等のある団体等（地方公共団体は除く）

②島しょ地域内に主たる事業所を有する小規模企業者、組合、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人、その他東京島しょ地域の活性化に資する取組を行うと認められる法人等

③島しょ地域内の個人事業者

【補助金額】補助対象経費の5分の4以内（1,000円未満切り捨て）で100万円（ただし、特に必要と認められる事業については200万円）を限度とする。

【募集締切】平成27年12月22日

【申込・問い合わせ】

企画財政課企画調整室
☎(5)0204内線204

総務課からのお知らせ

■司法書士による出前相談所

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。

例えば、こんな相談

「遺産分割をはじめ相続手続きをこれまでやってなかったの、進め方を知りたい」

「土地や建物の名義変更ってどうやってするの？」

「子供や兄弟姉妹（又は甥・姪）にスムーズに財産を渡す方法はないか？」

「借りましたお金が返せなくなってしまった。どうすればいい？」

など、登記や法律の相談を無料でお受けしています。

【相談日時】

平成27年12月11日（金）

午前10時～午後2時

【相談場所】新島村住民センター

今後原則として毎月第2金曜日を開催する予定です。ただし、交通手段の関係でやむなく中止させていただく場合もありますが、その際は何卒ご容赦ください。予約は不要です。

【問い合わせ】

東京司法書士会事務局事業・研修課

☎03(3353)9191

平日午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

きんぶく会館からのお知らせ

■ポイントカード利用開始

きんぶく会館では、11月1日からポイントカードの使用を始めました。

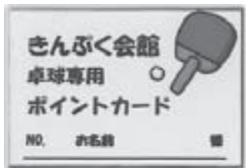
ポイントカードはオーディオルームと卓球の2種類用意しています。1時間の利用につき1スタンプ押印で、5個たまるとオーディオルームまたは卓球の利用が1時間無料となります。

期間は、平成28年3月末までです。皆様のご利用をお待ちしております。

【問い合わせ】

新島村勤労福祉会館

☎(5)0504



第17回くらしの法律税金相談

弁護士・司法書士・税理士などの法律関係者が相談会を開催します。

離婚や相続など家庭内の法律問題、税金や土地の問題など相談内容は何でも構いません。相談は無料です。

【主催】NPO司法過疎サポートネットワーク

▼新島地区 12月12日（土）

午前10時～午後3時30分

【場所】若郷会館

▼式根島地区 12月12日（土）

午前10時～午後3時30分

【場所】式根島開発総合センター

【その他】ご予約は不要です。事前にご連絡いただければ、法律家がお自宅にお伺いする出張相談にも応じます。

【問い合わせ】

マザーシップ法律事務所

弁護士 内田 明

☎03(5367)5142

新島消防団長が 就任しました



10月20日付けで前青沼邦和消防団長退任に伴い前田佐一（まへだ さいち）副団長が新島消防団長に就任しました。

▼プロフィール

前田 佐一

昭和32年4月23日（58歳）

職業 漁師

団歴 39年

12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です

東京都と区市町村では、安定した税金と納税義務の公平性確保を目指して、納期内納税の呼びかけや滞納者への勧告後、土地・預貯金等差押え捜索等の滞納処分により、公売に掛けるなどして、徴収対策に取り組んでいきます。

納期限内納税にご協力をお願いします。

税金の種類	ご相談窓口
個人・法人住民税	税政係 5-0241
固定資産税	税政係 5-0241
自動車税	大島支庁 5-0281
軽自動車税	税政係 5-0241

